

医療費と介護保険の
負担額が高額になったときは

高額医療・高額介護 合算制度

高額医療・高額介護 合算制度とは？

1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計して、世帯の自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。支給の際は、それぞれの限度額に応じて按分され、保険者ごとに次の区分により支給されます。

申請の手続き

申請は、平成28年7月31日時点で加入している医療保険者に申請します。

対象となる方には通知を送付しています。同封の申請書に必要な事項を記入の上、保険介護課または各支所へ申請してください。

平成27年8月1日以降に市外から転入した方や、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方など、平成28年7月31日時点で加入していた保険者以外の医療保険および介護保険が対象期間中にある場合、通知が来なくても支給の対象となる場合があります。対象期間の領収書などがあります。対象期間となるか保険介護課または医療保険者（平成28年7月31日時点）に問い合わせてください。

高額医療合算介護（予防）
サービス費
介護保険から給付

高額介護合算療養費
医療保険から給付

※ 自己負担額を計算するときの対象期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

問い合わせ 保険介護課 ☎2141

自己負担限度額

（年額・世帯単位、平成27年8月1日～28年7月31日）

同一世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。ただし、高額療養費等の支給を受けたものを除きます。

70歳未満の人

区 分	自己負担限度額 医療保険+介護保険
年間所得901万円超	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円
年間所得210万円以下	60万円
市県民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人

区 分		自己負担限度額 医療保険+介護保険
市 県 民 税 課 税 世 帯	現役並み所得者	67万円
	一 般	56万円
市 県 民 税 非 課 税 世 帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※ 自己負担限度額の区分は、平成28年7月31日現在の医療保険を適用します。

（例）

夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。（合計金額は70万円）



年間70万円を支払った後にこの制度に基づく支給の申請をすると、基準額の56万円を超えた金額（14万円）を支給します。最終的な年間の負担は56万円になります。

